

平成十四年二月

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の説明書

外務省

目次

ページ

一 概説	一
1 改正の成立経緯	一
2 改正の受諾の意義	二
3 改正の受諾により我が国が負つこととなる義務	二
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 改正の内容	二
1 憲章第二十四条の改正	二
2 憲章第二十五条の改正	二
三 改正の効力発生	二
四 改正の実施のための国内措置	三
(参考)	四

1 改正の成立経緯

(1) 世界保健機関（以下「機関」という。）は、すべての人民が可能な最高の健康水準に到達することを目的として世界保健機関憲章（以下「憲章」という。）に基づき、昭和二十三年（千九百四十八年）に設立された。設立以来、国際連合の専門機関の一つとして保健衛生の各分野で活発な活動を行っており、その加盟国は、本年二月七日現在、我が国を含め百九十一箇国に達している。

(2) 機関の執理事務会（以下「理事会」という。）は、世界保健総会（以下「総会」という。）の決定及び政策の実施に当たる等機関の政策実施に責任を有する重要な組織である。理事会は、現在、三十二の加盟国が任命した三十二人の理事で構成されている。機関の加盟国は、総会の定める六つの地域的機関のいずれかに属しているところ、理事を任命する権利を有する加盟国（以下「理事国」という。）は、各地域的機関からその構成国の数に応じて選出されている。しかしながら、近年、ヨーロッパ地域及び西太平洋地域の加盟国数が増加したことに伴い、両地域の加盟国を理事会の構成上平衡かつ適切に代表することが困難になったため、平成十年（千九百九十八年）五月にジュネーブで開催された第五十一回総会において、両地域から選出される理事国の数を増加させるための憲章改正案が採択された。なお、現在の理事会の構成は、次のとおりである。

地域名（加盟国数）	議席配分	理事国
アフリカ（四十六）	七	チャード、コモロ、赤道ギニア、エリトリア、エティオピア、コンゴ共和国、象牙海岸共和国
アメリカ（三十五）	六	ブラジル、コロンビア、キューバ、グレナダ、グアテマラ、ヴェネズエラ
東地中海（二十二）	五	エジプト、イラン、ヨルダン、レバノン、サウディ・アラビア
ヨーロッパ（五十一）	七	ベルギー、イタリア、カザフスタン、リトアニア、スウェーデン、スイス、連合王国
東南アジア（十）	三	インド、ミャンマー、北朝鮮（注）
西太平洋（二十七）	四	日本、フィリピン、大韓民国、ヴァヌアツ

注 我が国は、国家として承認していない。

## 2 改正の受諾の意義

この改正は、世界保健機関の執理事務会の構成員の数を増加すること等を目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、保健衛生の分野における国際協力に一層の貢献を行うとの見地から有意義であると認められる。

## 3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により新たな措置をとる義務は生じない。

## 4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、昭和二十六年（千九百五十一年）五月に機関に加盟して以来九期にわたり理事を派遣し、理事会の活動に積極的に参加している。この改正は、我が国の属する西太平洋地域の理事国の数を増加するものであるところ、理事会を通じて保健衛生の各分野における国際協力に一層の積極的な貢献を行うとの見地から、我が国がこの改正を早期に受諾してその早期発効に貢献することが望ましい。

## 二 改正の内容

この改正の概要は、次のとおりである。

### 1 憲章第二十四条の改正

第二十四条の定める理事会の構成員の数につき、現在、三十二の加盟国が任命した三十二人となっているのを改め、三十四の加盟国が任命した三十四人に増加することとしている。

### 2 憲章第二十五条の改正

第二十五条の定める任期及びその調整手続につき、現在、各地域的機関から理事任命権を有する加盟国が毎年少なくとも一国は選挙されるようにするため、理事の任期を調整できるようになっているところ、理事数を三十二から三十四に増加する改正の発効後も同様の仕組みを維持できるようにしている。

## 三 改正の効力発生

この改正は、憲章第七十三条の規定に基づき、加盟国の三分の二がそれぞれの憲法上の手続に従って受諾した時に、すべての加盟国

に対して効力を生ずる。

#### 四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成十年五月十六日 ジュネーヴにおいて採択
  - 2 効力発生 平成十四年二月七日現在 未発効
  - 3 受諾国 平成十四年二月七日現在 七十七箇国  
アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンティン、オーストラリア、バハレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ブルネイ、カンボディア、チャード、中華人民共和国、コモロ、クック諸島(＊)、象牙海岸共和国、クロアチア、デンマーク、ドミニカ、エジプト、エティオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、ジャマイカ、ジョルダン、キリバス、大韓民国、レバノン、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディヴ、マリ、マルタ、モリシアス、メキシコ、ミクロネシア、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュー・ジールランド、北朝鮮(＊)、ノールウェー、オマーン、パラオ、ペルー、カタール、ルーマニア、サモア、サン・マリノ、サウディ・アラビア、セイシエル、シンガポール、スロヴェニア、スペイン、スーダン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、トーチカ、テュニジア、トウヴァル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、連合王国、ヴァヌアツ、ヴィエトナム、ジンバブエ
- (＊ 我が国は、国家として承認していない。)